

令和4年第22回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年11月18日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 仲 山 英 之

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① これからの図書館構想(素案)に寄せられた意見と区の考え方について
② これからの図書館構想(案)について
③ 令和5年度に向けた練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について
④ 家事支援用品の購入支援の実施について
⑤ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時10分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信

同	教育指導課長	山	本	浩	司
同	副参事	風	間	浩	也
同	学校教育支援センター所長	小	野	弥	生
同	光が丘図書館長	山	崎	直	子
こども家庭部長		小	暮	文	夫
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	佐	藤	重	康
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太

教育長

それでは、ただいまから、令和4年第22回教育委員会定例会を開催する。
案件に沿って、進めさせていただく。
本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告4件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。
継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな変化はないと聞いている。
したがって、本日のところ、継続といたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議2件についても、本日のところ、継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告
① これからの図書館構想（素案）に寄せられた意見と区の方針について
② これからの図書館構想（案）について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、4件のご報告を申し上げる。

それでは、報告の①番について、お願いします。
なお、報告の②番についても、関連する案件となるため、続けて説明をし、質疑においても一括でお願いしたいと思う。
それでは、説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご意見、ご質問等があれば、お願いします。
中田委員。

中田委員

意見をいただいたこの2団体というのは、どういう団体の方なのか。

光が丘図書館長

いずれもとても図書館に関係があり、普段からいろいろご支援をいただいている団体である。

教育長

仲山委員。

仲山委員

2つあるのだが、まず資料1の4ページのN○17について、区の考え方の欄に、「世界の情報にアクセスできる環境の整備」とあるが、これは個人ではアクセスできないようなところにアクセスできるという意味か。

光が丘図書館長

今、個人の方でも様々なツールを通じて世界にアクセスしている方もいると思うが、図書館としても、より区民の方の学習に寄与できるよう、いろいろなサイトであったり、そういったところを精査し、ご紹介しながら、学習環境を整えていきたいと考えている。

仲山委員

分かった。それから、もう1点。7ページのN○47について、こここのところの区の方の考え方をもう少し詳しく説明してほしい。

光が丘図書館長

練馬の古い写真や古い資料をお持ちの方、あるいは片付けやいわゆるお亡くなりになって資産を継承されるときに、古いものが出てくる方もいると思う。そうしたも

のを収集、保存、発信していくことで、練馬の詳しい歴史というところが分かる。私どもとしては図書資料になり得るものを、散逸することなく、過去の貴重な取組を保存、継承していきたい。そのようなところの思いを込めて、書かせていただいた。

既に、貫井図書館などでもそうしたものを収集して、見られるように取り組んでいるところである。

坂口委員

よろしいか。

教育長

坂口委員。

坂口委員

最近、図書館を利用している運営委員会に参加したときに感じたのだが、図書館に対して皆さんの期待がすごく大きいと思った。ネットで様々な情報が手に入る時代になっているが、皆さんが足を運びたい図書館ができることは本当に大切だと思う。この構想を見て、未来を見据えてやっているということに非常に感動を覚えた。

それから、誰も取り残さないということで、点字の資料もあるし、対面朗読をやっているボランティアの方が一生懸命下読みをして、調べて、読んでいるという姿も見ている。また、個人のおうちに所蔵されている貴重な古い資料を取っておくことができるのも図書館だろうし、いろいろな夢をこの構想の中で見ることができ、本当に応援したいという気持ちになっている。ぜひ、いい形に仕上がってほしい。区民から出た意見を一つずつ取り上げてくれたことに感謝したいと思う。

光が丘図書館長

練馬区立図書館は、昭和37年の練馬図書館を皮切りに現在、12館1分室、6か所の受取窓口で運営させていただいている。

運営に当たっては、読み聞かせや対面朗読をさせていただいているボランティアの皆さんや、文庫連と私どもも略させていただいているのだが、正式名称を、ねりま地域文庫読書サークル連絡会の皆さんなど、様々な区民や団体のお力を借りて、図書館をこのように運営できてきたと思っているところである。

そして今、ご指摘にもあったように、今回構想をつくった意味としては、これまでの図書館活動に加えて、これからまだできることがあるのではないかと。そういうところをきちんと忘れずに、決して怠けることなくしっかりとやっていきたいと思っている。今後ともどうぞ図書館へのご支援、よろしく願います。ありがとうございます。

教育長

ほかにあるか。

岡田委員。

岡田委員

私はある本で、本屋や図書館の数が、その地域の文化度という言葉で表現していいか分からないが、そういうものの高さを表す1つの指標だというのを読んだことがあり、これから図書館がますます充実していくのは、すごくいいことだと思いながら読ませていただいた。特に、この4つのコンセプトはすごくいいと思った。

そういう前提の中で伺いたいのは、資料1の7ページのNo.44について、このご意見を受けて、資料2-2の18ページ、コンセプト4に「障害の有無に関わらず、誰もが」というふうに文言を追記したとご説明をいただいた。この方のご意見では、障害の有無だけではなく、高齢者や外国人といった方々まで視野を広げていらっしゃるかと思う。私ももう少し大きな捉え方をしてもいいのではと感じたのだが、いかがか。

光が丘図書館長

表現の仕方にも様々な方法があり、いろいろ検討をさせていただいた。どこまで例を書き込むかというところもあるが、私どもとしては、まず「障害の有無に関わらず」という言葉を入れ、そして「誰もが」というところで、子供から高齢者まで、また外国人もという思いを込めたところである。このコンセプト全てにおいて、そういう気持ちでつくっている。特に、情報へのアクセスを支援するというところでは、パソコン等が苦手な高齢者の支援も当然踏まえている。

表記としては、この言葉でさせていただいたが、もちろん外国人も、それから高齢者もという視点は持っている。

教育長

私からも、資料2-2の32ページをご覧いただきたい。練馬区立図書館の沿革を掲載させていただいている。昭和37年の練馬図書館の一部開館から始まり、昭和45年に2館目である石神井図書館ができ、最終的には平成21年の南田中図書館ができたことによって、12館がそろったところである。

昭和52年に、どうしても図書館が足りないということで、学校図書館開放事業というのが始まり、学校の図書館も図書館として、いわゆる戦力になっていただいた。

しかしながら、そうは言っても、なかなか地域に密着した図書が必要だということで、地域文庫という活動がボランティアで始まっており、その方々が連綿と活動して、文庫連という団体をいまも運営していただいている。

図書館の建物はこれで計画は完了であるが、図書を持たなくても、予約をインターネットからして、駅の近くで本を受け取り、返却もできるという受取窓口という制度をつくった。

また一方で、図書館の役割というのが、私の頃もそうであったが、冷房が効いているのは図書館だけだったため、勉強する人によって図書館が占拠されてしまう状態になり、もう30年ぐらい前から本を借りない人は遠慮してほしいというふうに図書館の役割が変わってきた。しかし、そういう一方で、学習室というのは必要なため、そういう図書館の役割が変わってきている。それから、仲山委員のお話からもあった

が、昔は地域の図書館では、地域の図書館でそろえられる本を借り、もう少し専門的な図書については、都立や国会図書館で借りるというすみ分けをしていたが、今はICTの時代であるので、何とか自宅で、また近くで借りられるもの、見られるものならということで、今回の構想になっているところである。

先ほどの話の中にもあったが、画像や本など世界的にもいろいろなものを見ることができるが、いわゆる放映権や著作権とかでどうしても一定程度ロイヤルティーを支払わないと見られないものもある。そういうことで、図書館がそれを一手に引き受けて、それを区民に提供していくというようなこともある。

それから、もう1点であるが、図書館だけで図書を供覧しているのではなく、例えば、情報公開課の区民情報ひろばとか、サイトで練馬わがまち資料館というのがある。また、男女共同参画センターや厚生文化会館では専門的な資料を提供している。そういうことも含めて、図書館の1つの場、グループというような取扱いで、今回の構想ができています。

ある意味では、時代とともに図書館の役割は変わるが、将来に向かった図書館というのは、できる限り在宅のまま本や資料が見られる状況がありがたいというようなこともコンセプトができていますので、今までやってきた図書館の運営の仕方とか、事業展開とかというものを少し将来を見越して飛び越えたところがあるので、そこについては、ご理解をいただきたいと思う。よろしく願います。

岡田委員

教育長、もう一つ。

教育長

どうぞ。

岡田委員

私が経験した時代では、学校の図書は紙ベースで全部管理していたが、それをデジタルで管理できるように取り組んできたと思うが、現在の学校の図書の貸出し方法や管理状況と、今回の構想との関係について教えていただきたい。要するに、私たち学校を離れた者達が学校まで行って、図書を借りられるのかといったところを教えてください。

光が丘図書館長

まず、今回の構想と学校図書館との関係について、ご説明させていただく。

構想の発端としては、実は私ども法定の計画として、子ども読書活動推進計画というものをつくっている。こちらは子供に特化したもので、子供の読書をどういうふうに進めていくかというところをまさに学校と連携しながら、様々な取組を進めている。現在は、令和2年度から令和6年度の第四次練馬区子ども読書活動推進計画ということで進めているところである。

読書習慣を形成するための事業の充実ということで、小中学生の学習、家庭読書の

推進、あるいは多様な読書活動の推進。そして、読書活動への関心を高める事業の実施ということで、今、委員からご紹介があった学校図書館における様々な充実の施策を図ってきたところである。

そのため、こちらの構想だけではなく、子ども読書活動推進計画に基づいて進めていくということも踏まえながらやっていくところである。

教育指導課長

学校図書館の運営の方法等について、ご説明させていただく。

学校図書館は様々な役割を担っているところである。例えば、生徒の想像力を培って、学習に対する興味関心などを呼び起こす豊かな心や人間性、教養などを育む読書活動や読書指導の場としての読書センターとしての役割。授業の内容に応じた様々な資料を読み取ったり、協働的な活動ができるような場所としての学習センターとしての役割。それから、生徒や教職員の情報ニーズに対応し、収集選択、活用能力を育成したりすることができる情報センターとしての役割。こういった3つの役割を学習指導要領上でも、定めているところである。

各学校では、以前は紙ベースで図書を管理をしていたが、令和2年度末までに、全区立小中学校に学校図書館蔵書管理システムというものを導入し、全て電子上で管理ができるようになった。どういった本が人気があるかとか、なかなか読まれていないものや年度の古いものについては処分の対象にしたりとか、そういった子供たちの読書活動を活性化することもできるようなシステムを導入しているところである。

また、全ての学校においては、読書活動推進のための指導計画を作成している。年間を通して、例えば、読書月間を設けたり、季節に応じた読書活動、学習内容に応じた読書の取上げ方などを計画の中で盛り込んでいるところである。学校図書館管理員という者も全ての学校に配置しており、そういった活動をしているところである。

岡田委員

追加の質問で恐縮である。学校のデジタル化というのは分かったのだが、学校間のネットワークを使って、他校の子供たちがいる学校の図書室の蔵書を借りるといったことも可能になるということか。

教育指導課長

今現在では、そういったシステムの機能は備えていない。あくまでも各学校で、学校図書館利用の増進を図るといった目的で使用している。

坂口委員

今の岡田先生の質問だが、例えば、学校図書館のデータベースであっても、地域住民がそれを利用できるかどうかという趣旨ではないか。

昔は、学校の図書館は開放されていて、地域住民の方にも使ってほしいということで大人の本も置いてあったと思ったが、今はどうなっているのか。

子育て支援課長

今、坂口委員からお話があったのは、いわゆる図書開放というもので、学校応援団にお願いをしてやっている。開放としては、体育館開放とか、校庭開放とか、教室開放とかあるが、その中の1つに図書開放というのがある。子供だけではなく地域の方も使うことができ、そういった図書についても取りそろえている。

学校応援団でどの開放をやっていたかという話は学校と協議をしながらやっているところなので、全ての学校ということではないが、結構な学校数を実施している。

教育長

ほかに。
中田委員。

中田委員

資料1の13ページのN○110で、「図書館へのアクセスを充実してほしい」とある。なかなか新しく図書館を造るのは難しいと思うため、こういうアクセスを充実する方法も大事だと思った。

地域で、読み聞かせのボランティアをやっている方がいらっしゃった。その方が足を悪くされ、図書館まで一生懸命歩いて本を借り、学校の図書館で読み聞かせを続けていたが、この4月ぐらいで引退された。この方のように、図書館に行くことが大変という方もいらっしゃる。これからの図書館という意味では、デジタル化することにより、インターネットから図書を借りられることはもちろん大事だと思うが、現在高齢者でずっと図書館を楽しみにしてきた方のためにも、こういったコミュニティバスとかが充実するとありがたいと思う。教育委員会だけの話ではないことかと思うが、私が思った意見である。

光が丘図書館長

ご存じのように、区ではみどりバスというコミュニティバスがあり、都市整備部局が担当している。区民の方からは、病院へのアクセスとか、区立施設のアクセスといった様々なご要望が寄せられており、どのようなルートを取るのが良いか、都市整備部局の中で検討していると理解している。このようなご意見をいただいたということは、担当部局のほうにも伝えたいと思っている。

そしてもう一つ、少しそれるかもしれないが、障害のある方へのサービスとして、図書館では、郵送サービスというものをやっている。当初は、対象を肢体不自由1、2級と内部障害1から3級ということでやっていたのだが、平成21年4月からは、要介護5の方、そして28年4月からは、要介護1から4の方も利用できるようになった。大体毎週一、二件だが、こうした郵送サービスのお申込みというのもいただいているところである。こうした仕組みがあるということも、丁寧にお知らせをしたいと思っているところである。

教育長

仲山委員。

仲山委員

今のことに関連してだが、郵便料金は本人負担か。例えば、ハンバーガーといった料理を届けてもらえる民間の宅配事業者があると思うが、そういったものの利用に補助を出すとか、あるいはそういった方が来たときには、図書館で対応するとか、そういった仕組みもできたらいいなと思った。

光が丘図書館長

今とても新しいご提案をいただいた。その辺りいろいろと研究をしていきたいと思っている。

私どもがやっていることとしては、例えば光が丘図書館でも、ほかの11館にあるものを取り寄せて、光が丘図書館で受け取っていただくことができる。そういったところは、運送事業者と契約をして、各図書館の図書を移動させる輸送サービスというのをやっている。

ただ、今委員からは、もっと個別の民間のものを活用する方策もあるではないかというご提案をいただいたので、いろいろな研究は進めていきたいなと思っているところである。

坂口委員

図書館構想と離れるかもしれないが、私の地域では、出前図書館というか、名称は忘れたが、高齢者の方に合いそうな本を持ってきてくれて、ここで好きなものを選んで借りていいというサービスがあった。私は個人的に他の人から要らない本をもらうなどして、図書館の貸し借りではなく、自分たちで文庫みたいにしてやっている。

大きな構想とは離れたが、宅配までであったということで、図書館も努力しておられるということが分かった。

光が丘図書館長

ご紹介ありがとうございます。今各図書館も、それぞれ高齢者施設や子育て支援施設といったところに出向き、お話し会や図書の展示といった様々な取組を行っているところである。今後も引き続き取り組んでいきたいと思っている。

教育長

平成21年になくなったが、かつては車に積んだ移動図書館があった。

ブックモバイルといい、いわゆる移動マーケットみたいな意味合いがあったのだが、図書館が全館完成したのと、それから駅を受取窓口が実施されたので、この制度については廃止している。そういった意味で出前みたいなものは実際あることはあった。

仲山委員

よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

先ほど岡田委員のほうから、資料2-2の18ページの「障害の有無に関わらず、誰もが」というところで質問があったが、先ほどのお答えの中で「誰もが」にそれ以外の人のことが入っているという話だったが、実際もう1回読んでみると、「障害の有無に関わらず」という言葉が入った結果、かえって障害者のことだけに限定されてしまったように取れる。「障害の有無に関わらず」という挿入句を外して「誰もが」としたほうがいいのではないか。または、「障害の有無、年齢、国籍に関わらず誰もが」とすれば、比較的短い言葉の追加でいいのかなと思った。その辺をご検討いただければと思う。

光が丘図書館長

なかなか悩ましいところだが、この障害の有無というところは1つの代表例として書かせていただいたというのが今回の記載となる。本当に貴重なご意見、ありがとうございます。

仲山委員

それともう一つ、非常に細かい話なのだが、資料2-2の9ページの真ん中部分。背景の上に文章が書いてあるが、ぱっと見たとき、非常に読みづらいという印象を受けた。読みやすくするために、黒の文字のところに白い縁取りをつけたのだと思うが、結果的に情報が入ってこない。これは私が単に受けた印象だけなので、ほかの人がどう受け取るかは分からないが、必ずしもここは背景は必要ないのではないか。

光が丘図書館長

私どもとしては、空を出すことで大きく広がるというイメージを入れたかったため、このような背景を入れさせていただいた。

今回は自前印刷でお配りしているが、実際には、印刷製本という形でお届けするところである。色合いのほうは印刷の中でまた調整させていただく形になる。

教育長

では、私からも。この案が取れる段階はいつ頃になるか。

光が丘図書館長

12月1日をもって皆さんにお示しする予定で、最終準備を進めているところである。よろしくお願ひしたい。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。
それでは、②番を終了する。

③ 令和5年度に向けた練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について

教育長

③番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いしたい。

中田委員

学校応援団からの引継ぎの準備が、今、順番に進められているかと思うが、そこはスムーズに行われているのか。

子育て支援課長

ほとんどの事業者が、協力的にやっていたりしている学校応援団の方たちの中で、そのまま継続してやっていただける方にはぜひ残っていただきたいという考えを持っている。そういった場合、事業者と雇用契約を結んでいただき、そのまま継続して働いていただく。そういう方が結構数いらっしゃる。

あとは、学校応援団の方には、事前にいつ頃からねりっこになるのかといった情報提供をさせていただいているので、今までやっていたひろばでの事業、例えば、こういったイベントをやってきたのかとか、おもちゃの取扱いであったりとか、子供たちが戸惑わないように準備していただいているため、実際に事業者が決まれば、引き継いでいただける形で進めているところである。

教育長

よろしいか。
ほかにあるか。よろしいか。
それでは、③番を終了する。

④ 家事支援用品の購入支援の実施について

教育長

それでは、④番の説明をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いしたい。
坂口委員。

坂口委員

5万円で購入できないものもあると思うが、そのような場合、差額は自分で出して購入するということか。最初見たとき、とても不思議な予算だと思った。また、対象は所得制限なしで、1、2歳を育てている家庭全員がもらえるということでしょうか。

子ども家庭支援センター所長

今、坂口委員からご指摘あったように、物によっては5万円で購入できないものもあるかと思う。超える部分については、申込みをされる方にクレジットカード等で自己負担で購入していただく仕組みを考えている。

また、時短家電と申し上げたのだが、例えば野菜を入れてひもを引くとみじん切りができるものも商品としてはラインナップしている。5万円を超えないものでも、負担軽減が図れればというところで、事業が実施できればと考えている。

2点目の対象者についてだが、所得制限等は特にならないのだが、先ほど申したように、保育サービスを利用しておらず、在宅で子育てをされている方々が対象である。この事業の趣旨としては、在宅子育ての方々はなかなかコロナ禍で外部の方と接する機会等もなく、育児支援サービス等の利用も難しかったというところもあり、その部分を東京都として補完する、という意図である。

教育長

よろしいか。
中田委員。

中田委員

この保育サービスというのは、どういうサービスか。保育園を利用していないとか、そういう意味なのか教えてほしい。

子ども家庭支援センター所長

例えば認可保育園や、認定こども園等といった、常時お預かりするようなサービスを利用されている方は対象とならない。一時預かりといったスポット的に利用されている方については、対象になる。

教育長

では、私からも、ただいま5万円のポイントの話があったが、カタログの中には5万円で買える食洗機やお掃除ロボットというのはあるのか。

子ども家庭支援センター所長

家電の中でもグレードは様々あり、5万円でぎりぎり収まるようなものもある。

教育長

したがって、5万円以内のものもあることはあるが、高いものを買おうとすると、自己負担の部分が必要になるということである。

ほかにあるか。

岡田委員。

岡田委員

この支援の対象者についてだが、どこかで対象を絞らなければいけないというのはよく分かるのだが、なぜゼロ歳が入らないのか教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

ゼロ歳については、今東京都において、出産応援事業という事業を実施しており、このゼロ歳の家庭については出産時に10万円だったと思うが、給付されている。そういったところから、重複しない方々というところで、対象者を決定したと東京都から聞いている。

岡田委員

その東京都の対象というのを聞いたことがある。来年、令和5年からの子供が対象だというふうに聞いたのだが、今のゼロ歳の子というのは、なぜ対象に入らないのか。

子ども家庭支援センター所長

説明が足りず、すまない。報道等でされている10万円と言われているものとは別に、東京都の出産応援事業というものがある。

その事業について、もう少しご紹介すると、コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を支援、後押しをするために、育児用品とか子育て支援サービス等を提供する事業ということで、対象者としては、令和3年1月1日から令和3年3月31日までに出産した方で、都内に住民登録がある方と、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に出産した方で、出生日時点で都で住民登録がある方々を対象に、東京都として事業が別でされているものである。その部分で重複がないように、ゼロ歳の部分が対象外となっているところである。

教育長

想定対象数は8,500人と書いてあるので、恐らく1年当たり5,500人ぐらい、全員もらえるとすれば1万1,000から2,000ぐらいの数字になると思う

ので、3分の2ぐらいのお子さんは、一応対象になっている予定である。

子ども家庭支援センター所長

この年代のお子さんは1万7,000人ぐらいいらっしゃる。その中で、対象は約半数ぐらい、8,500人というところで考えている。

教育長

では、今の発言を修正させていただく。

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、こちらのほうでご用意した案件は以上である。

⑤ その他

教育長

それでは、その他、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。

現在のところ、ほかはない。

以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上をもって第22回教育委員会定例会を終了する。